

一般社団法人 日本石材産業協会 入会申し込みについて

入会申込書記入上の注意点

- ・ 申請日の項には、**入会申込書の記入日**をお書きください。
- ・ 入会承認日は、理事会において、貴社の入会が承認された日となりますので、記入しないでください。
- ・ 会員種別は、下記の入会規定及び入会審査基準をお読みのうえ、該当するところに○をしてください。
- ・ 会員代表者の項には、本会に対する**責任者のお名前**をご記入ください。貴社の代表者でなくとも結構です。
- ・ 業種別の項には、貴社の主となる業態を、お選びになり○をしてください（複数可）。記入された業種別の部会への所属とさせていただきます。
- ・ 本会の入会資格では、個人での入会を認めておりますので、**一社で複数名入会することも可能です**。
- ・ **推薦者2名は必須です**。支部がある場合は、推薦者2名の内1名は、支部会員の推薦が必要です。
- ・ 支部長または地区長の確認を必ず受けてください。
*正会員は、いずれかの地区・支部及び部会に所属しなければならない。（定款第2章第7条4による）上記により各支部、各部会に所属します。又、**支部により支部年会費があります**ので、ご注意ください。

年会費について

- ・ **ご入会した年※1)**の年会費は、月額と**入会承認月※2)**の翌月から残りの月数を掛けた金額で徴収します。
※1) (社)日本石材産業協会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとなっております。
※2) 入会承認月とは、理事会において正式に入会承認した月のことを指します。例えば、事業年度7月に入会承認された方の場合、その年の年会費は【月額×8ヵ月分】となります。
- ・ 年会費の引落日は、入会承認月の翌月となります。
- ・ 翌年以降は、毎年1回、1年分を徴収いたします。

入会申込書の提出

- ・ 入会申込書のご記入後、入会申込書と口座振替依頼書（会費引落用）を本会事務局まで郵送にてお送りください。
- ・ 口座振替依頼書（会費引落用）は、事務局までご請求ください。
- ・ 申込書提出後、直近の理事会において入会審査基準に基づいた審査があり、承認されますと正式入会となります。

お問合せ：一般社団法人 日本石材産業協会事務局 <http://www.japan-stone.org/>
〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-9日計ビル TEL: 03-3251-7671 FAX: 03-3251-7681

<入会規定>—抜粋—

目的(定款第3条):本会は石材産業の健全な発展と更なる向上を図ると共に、石文化の創造に努め、もって社会に貢献することを目的とする

種別(定款第6条):本会の会員は、次の3種として、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法」という)上の社員とする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同して入会する日本国において主として石材業に携わる法人(但し、中小企業等協同組合に基づく協同組合は除く。以下、同じ)及び個人
- (2)準会員 本会の目的に賛同し、その事業に参加・協力する法人及び個人
- (3)特別会員 本会の目的に賛同し、学識、技芸において本会に貢献する法人及び個人

入会金 :正会員/30,000円 準会員 /15,000円

年会費 :正会員A(従業員数5名まで) /24,000円 (月額2,000円)
正会員B(従業員数6名~10名) /30,000円 (月額2,500円)
正会員C(従業員数11名以上) /36,000円 (月額3,000円)
準会員 J /24,000円 (月額2,000円)

<入会審査基準>—抜粋—

第1条 定款第6条(1)に定める石材業とは以下の業種をいう。

- (1)採石業 (2)石材加工業 (3)石材製品、原石の販売業 (4)原石、石材製品の輸出入業
- (5)石材の運搬業、石材加工機械及び工具の製造販売業、業界紙の発行などの関連業

第2条 以下のものは準会員とする

- (1)葬祭業、仏壇仏具の製造販売業などの業務を主として営む個人及び法人
- (2)前述記述の石材業の営業を開始して3年を経過していない個人、および代表者が石材業に携わった期間と法人の石材業の営業期間を通算して3年を経過しない法人

第3条 次の事項に該当するものを入会させてはならない

- (1)取引の関係者に損害を与え、または損害を与えるおそれのある個人及び法人
- (2)取引の公正を害する行為をし、または公正を害するおそれのある個人及び法人
- (3)業務に関し法令に違反し石材業を営む者として不適当と認められる個人及び法人
- (4)過去において本会を退会、除名されたもので会員となることがふさわしくない個人及び法人
- (5)暴力団などの反社会的団体に所属している個人及びそれらが経営する法人